

西知多医療厚生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月6日

西知多医療厚生組合管理者 宮 島 壽 男

西知多医療厚生組合規則第1号

西知多医療厚生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

西知多医療厚生組合職員の給与の支給等に関する規則（平成27年西知多医療厚生組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第26条第7項第1号中「100分の205」を「100分の215」に改め、同項第2号中「100分の97.5」を「100分の102.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の西知多医療厚生組合職員の給与の支給等に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。